

## 宝塚市DX推進計画策定支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 宝塚市DX推進計画策定支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大により変容した社会において、市内事業者のデジタル化を促進することで、経営課題の解決や事業の変革を図り、もって本市経済の活性化を図ることを目的とする。

### (補助金の交付対象)

第3条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、DX推進計画策定に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助対象者、事業等（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の額等に関しては、別表第1に掲げるとおりとする。

### (事前申請)

第4条 補助金の交付を希望する事業者は、補助金交付事前申請書（様式第1号）を令和4年6月30日又は市長が指定する期日までに提出しなければならない。

### (本申請)

第5条 前条の規定により事前申請した事業者のうち、補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付本申請書（様式第2号）、策定した計画及び別表第2に掲げる書類を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

### (補助金審査委員会)

第6条 市長は、前条の規定により申請のあった交付申請書に記載された内容について、第2条に定める内容にかかる適合性を審査するため、宝塚市DX推進計画策定支援補助金審査委員会（以下、「審査委員会」という）を置く。

2 審査委員会は、市長が別に定める審査委員会設置基準に基づき、交付申請書等の記載内容について、補助金の交付の適否を審査し、その結果を市長に報告する。

### (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の審査会の報告内容により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があ

ると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により該当の事業者等（以下、「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、市から補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績・進捗報告書）

第9条 補助事業者は、交付決定日の属する年度を含む4年度間にわたり各年度の末日までに実績・進捗報告書（様式第5号）により策定した計画の進捗などを市長へ報告するものとする。

（策定計画中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業により策定した計画の内容を令和5年3月31日までに中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ策定計画中止（廃止）報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第11条 市長は、補助事業者が令和5年3月31日までに次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為等により補助金を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期間を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（帳簿の備付け）

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を

備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(他の補助金との調整等)

第14条 補助対象となる経費について、他の助成金、交付金その他これらに類する補助金の交付を受けたときは、この要綱に基づく支援金の交付を受けることができない。

(補則)

第15条 補助事業者は、補助金の交付等に関し国又は県、並びに市から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

|                |  |
|----------------|--|
| 補助対象者          | <p>以下の条件を全て満たすもの</p> <p>(1) 市内事業者（規模、法人・個人を問わない）</p> <p>(2) 引き続き市内で事業を継続する意思があること</p> <p>(3) 市税の滞納がない事業者</p> <p>(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種を除く。</p> |
| 補助事業の内容、補助対象経費 | <p>DX推進計画を策定するために要した経費への補助</p> <p>①専門家招聘費用 ②セミナー等への参加費</p> <p>※消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。</p>   |
| 補助の限度額<br>補助率  | <p>上限25万円</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p>  |

別表第2（第5条関係）

|      |   |
|------|---|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書（様式第2号）</li> <li>・DX推進計画書</li> <li>・収支決算書、経費内訳書（様式第2-①）</li> <li>・暴力団排除誓約書（様式第2-②）</li> </ul> |
| 添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の確定申告書または履歴事項全部証明書（発行日から6か月以内のもの）</li> </ul>  |